（事　務　連　絡）

令和３年７月１２日

利用者、保護者　各位

社会福祉法人　優樹福祉会

理　事　長　　杉山　和巳

（公　　印　　省　　略）

新型コロナウイルス感染症対策　緊急事態宣言の対応について

日頃より、利用者・保護者の皆様には新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて様々な対応をしていただいている事、心より感謝いたします。

３回目の緊急事態宣言が解除されたのもつかの間、東京に４回目の緊急事態宣言が発令されました。夏休みやお盆に加え、今月はオリンピックが開催されるため人の移動が増えることを踏まえ、新型コロナウイルスが全国へ再拡大する事態を防ぐためとしています。

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は以下の区域です。

・緊急事態宣言　　　　　沖縄県　　令和３年５月２３日～令和３年８月２２日

　　　　　　　　　　　　東京都　　令和３年７月１２日～令和３年８月２２日

・まん延防止等重点措置　埼玉県、千葉県、神奈川県

　　　　　　　　　　　　令和３年４月２０日～令和３年８月２２日

　　　　　　　　　　　　大阪府

令和３年６月２１日～令和３年８月２２日

・福島県独自「集中対策」の実施　南相馬市

　　　　　　　　　　　　　令和３年７月９日～令和３年７月３１日

緊急事態宣言が出ている区域との往来がある場合は、管理者に相談してください。

その他の地域との往来については十分な感染症対策を講じ慎重に行動してください。

ワクチン接種で感染が完全に防げるということはありません。接種が済んだとしても、あらゆる場面で、新型コロナウイルスに感染するリスクがあることを意識し、油断することなく基本的な感染対策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策本部

　担当 ：　新井　遠藤　松本

０２４８－２１－５２９０